議 案 に 対 す る

疑

区域外道路線の認定の

伴う交通安全について ②松前町南黒田工業団地化に ①提案理由は。

い。
に安全対策を進めていきた えることを懸念している。今 成すると、伊予市側からも松 道北組1号線に通じる道路は 現在、伊予市の工業団地で市 ②松前工業団地への進入道路 求められたので提案した。 在この工業団地内に信号が1 後、松前町にも呼びかけ、現 に出ることもあり、台数が増 業団地の人もウェルピアの方 前に抜けられるし、松前の工 1カ所だけで、この道路が完 は、この路線が1本である。 定することについて、承諾を えて、松前町が町道路線を認 ①松前町から南黒田地区へ進 台もない状況なので、 入するため、本市の区域を越 積極的

②漁協に払う下水道放流協力

①処理能力は。



施設増設工事委託 下水浄化センター 水処 理

か。民間業者を入れるともつ ③競争入札でなく、なぜ下水 と安くなるのではないか。 道事業団と随意契約にするの

m³ で、 ①最大で1日当たり1650 現在約8%処理してい

> 下がっていく。 後、下水道の普及率によって 63万8000円である。今 し23年度までの間は、 更新している。21年度に改定 ②漁協との協定で3年ごとに 年間3

5・3%の事務費は高くはな 持った職員が行っており、 管理まで、それぞれ資格を を行う法人で、設計から施工 団体が主体となって業務運営 ③下水道事業団は、 地方公共

託している。 以外は、すべて同事業団に委 識が必要であり、県下でも施 工管理の技術者がいる松山市 分野で高度な技術と豊富な知 根幹的な施設建設では、広い 終末処理場やポンプ場など

制定に関連して 伊予市公衆便所条例の

処置はどうするのか。 事例が今まであったか。その ②傷つけたり、汚したりした 先と委託料はどうか。 男女別便器の数、利用者数、 ①3カ所の公衆便所の位置、 土地の所有形態、管理の委託

女性用1で汲み取り式、 の広場、男性用大1、小1、 神社と土地使用貸借、 洗、多数の利用者、永田三島 三島神社境内、 近くの東町商店街の中にある ①東町公衆便所は、 工会女性部と月7000円。 ラグライダー発進基地そば 牛ノ峰公衆便所は、上灘の 小便器2、 大便器1で水 男女別はな 中山高校 地元商 約 50

課で予算措置。 改良区と使用貸借、 女性用2で水洗、大谷池土地 イレ1、男性用大1、小2、 堤そばの砥部町内、多目的ト 大谷池公衆便所は、大谷池 都市整備

②現在まで発生していない。 めの費用を負担してもらう。 事例があれば、原状回復のた

制定作成手続に関する条例の伊予市土地計画等の案の

①地区計画制度の目的と趣旨 ②市街化調整区域、 について問う。 市街化区

> なっているか。 域の関係等はどういうふうに

街化区域には編入できないと ず地区計画を定めなければ市 ①調整区域を市街化区域に編 いう要項がある。 入する際、松山広域では、必 今後調整区域を市街化区域

きる。 画という方法で行うこともで 域内で開発する場合に地区計 うことが大きな目的である。 開発の手段として、 調整区

を定めなければならないとい

にする場合に、この地区計画

利用者のボランティア。 名、市有地、パラグライダー

する必要はない。 を行う場合、地区計画を作成 ②市街化区域内では、 開発等

画が必要になる。 入とか、開発する際に地区計 調整区域を市街化区域に編

るものであるが、近いうちに 化区域にしていきたいと思っ 来開発ができる区域等を市街 住民や自治体が発想してつく また、地区計画は、 市街化区域の隣接地で将 地元の